

第7回富山県入札契約適正化検討委員会 議事概要

日時 平成21年8月31日(月) 11:00~12:00

場所 県庁4階大会議室

出席者 委員 西頭委員(委員長)、神川委員、亀森委員、北井委員、小林委員、杉原委員
(山本委員は欠席)

県 井波土木部長、高野土木部次長、牧田土木部次長、中山建設技術企画課長、
滝川営繕課長、祖川農林水産部次長、定村農林水産企画課長、山田企業局経営管理課長 他

1 協議事項

工事における低入札対策について

2 報告事項

総合評価方式の試行状況について

3 主な質疑応答

○工事における低入札対策について

<委員> 今回数値判断基準(失格基準) 価格の算定項目のうち現場管理費の割合を60%から70%に引き上げるとのことだが、その理由は何か。

<県> 増加傾向にある低入札対策として今年6月25日に低入札調査基準価格を引き上げたところだが、必然的に数値判断基準(失格基準)のうち相対的な基準と絶対的な基準との乖離が拡大したことによりダンピング対策としての機能が発揮できていないために、今回絶対的な基準を見直すこととしたものである。

現場管理費の割合70%については、現在低入札調査基準価格で用いている現場管理費の割合が「工事実施上最低限度必要と考えられる額」とされており、その割合を適用した。

<委員> 低入札においては工事の品質確保が重要なポイントであるが、品質を測るうえでの指標の一つである工事成績と純工事費(直接工事費+共通仮設費)には相関関係が見られるとのことであり、今回ダンピング対策として当該純工事費の割合を引き上げるというのは的を射ているといえるのではないか。

【審議結果】

- ・ 見直し案のとおり実施することに決定する。

○総合評価方式の試行状況について

<委員> 簡易型AやBにおいて、技術加算点が下位であった者が落札者となった割合が比較的大きいように見受けられる。技術加算点の割合が低いということか。国では技術加算点を高くしている。

<委員> 総合評価方式を導入した案件であっても、技術加算点如何にかかわらず低い価格で

入札した業者が落札するという傾向にあるのではないか。それは、価格が最低の者以外が落札した工事（いわゆる逆転落札した工事）が増加していないことから見てとれるのではないか。

< 県 > これまでの試行実績が不十分なこともあり、実態がはっきりしないというのが実情である。21年度はこれまでの倍の約200件を試行することとしており、試行実績を今後積み重ねていく中でさらに調査研究していきたい。

< 委員 > 総合評価方式を導入した案件において、価格順位が1位の者が落札者となった割合が約9割とのことだが、この割合を引き下げられないものか。

< 県 > 20年度の改正時に技術加算点の満点を引き上げた（標準型：20点→30点、簡易型A：15点→20点、簡易型B：10点→15点）が、その影響も確認できていない。

< 委員 > 最も適当な制度というのは現時点では見あたらず、各発注者が手探りで模索しているというのが実情だろうと思う。制度の改正と検証を繰り返しながら、よりよい制度を構築していくというスタンスでよいのではないか。

< 委員 > 県では評価方法として除算方式（技術評価点を入札価格で割って評価値を算出する方法）を採用しているが、加算方式（入札価格を点数化した価格評価点と技術評価点を足し合わせて評価値を算出する方法）の方が技術評価点の影響力が大きいとされており、これを用いる方法もある。ただし、今回数値判断基準（失格基準）を引き上げることで、競争が可能な価格帯が狭まることになるため、技術評価点が高いにもかかわらず低い価格で入札した業者により逆転される案件が減少するのではないか。

今回主たる営業所の所在地に係る配点を上げるとのことだが、このような地域要件を過度に引き上げてしまうと、他の都道府県から県への入札参加が困難になるなど、建設業界の健全な発展を阻害するおそれがある。今回の配点ウェイトでは影響はないと思われるが、今後改正するにあたってはその点を考慮すべきである。

< 県 > 今回の改正にあたっては、国及び近県の評価基準や配点等と比較してバランスのとれたものとなるよう配慮した。

以上